

国立大学法人筑波技術大学 個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	患者診療情報ファイル I
2 独立行政法人等の名称	国立大学法人筑波技術大学
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	視覚障害系支援課
4 個人情報ファイルの利用目的	患者情報管理及び診療報酬の請求に利用する。
5 記録項目	1被保険者証・被保険者手帳の記号・番号、2公費負担医療の受給者番号、3氏名、4生年月日、5性別、6区分
6 記録範囲	受診者（平成4年度～）
7 記録情報の収集方法	窓口での保険証等の提示
8 要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9 記録情報の経常的提供先	—
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人筑波技術大学総務課 (所在地) 茨城県つくば市天久保4-3-15
11 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—
12 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人筑波技術大学総務課 (所在地) 茨城県つくば市天久保4-3-15
15 行政機関等匿名加工情報の概要	—
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18 備考	この様式中「法」とは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいい、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう